2　管理監督職勤務上限年齢による降任等（第二八条の二及び第四九条関係）

㈠　任命権者は、管理監督職（地方自治法第二〇四条第二項に規定する管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職であって条例で定める職をいう。以下同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。）（5の㈠から㈣までにより延長された期間を含む。以下㈠において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下これらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとした。ただし、異動期間に、地方公務員法の他の規定により当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は6により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでないこととした。

㈡　㈠の管理監督職勤務上限年齢は、条例で定めるものとした。

㈢　管理監督職及び管理監督職勤務上限年齢を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないこととした。

㈣　㈠による他の職への降任又は転任（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たって任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、条例で定めることとした。

㈤　他の職への降任等については、処分事由説明書の交付を要しないこととした。

3　管理監督職への任用の制限

任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任等をされた職員にあっては、当該他の職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができないこととした。（第二八条の三関係）

4　管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の適用除外

2及び3は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しないこととした。（第二八条の四関係）

5　管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例（第二八条の五関係）

㈠　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に第二八条の六第一項に規定する定年退職日（以下「定年退職日」という。）がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。㈢において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができることとした。

(1)　当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

(2)　当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

㈡　任命権者は、㈠又は㈡により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、㈠の事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。㈣において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができることとした。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないこととした。

㈢　任命権者は、㈠により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができることとした。

㈣　任命権者は、㈠若しくは㈡により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について㈢の事由があると認めるとき（㈢により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は㈢若しくは㈣により異動期間（㈠から㈣までにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について㈢の事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができることとした。

㈤　㈠から㈣までに定めるもののほか、これらによる異動期間（これらにより延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、条例で定めることとした。

6　定年による退職の特例

5の㈠から㈣までにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、定年により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由等として条例で定める事由があると認めるときであって、かつ、5の㈠又は㈡により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限り、定年退職日の翌日以後も引き続き勤務させることができることとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないこととした。（第二八条の七関係）

7　定年退職者等の再任用

定年退職者等の再任用に関する規定を削除することとした。（改正前の第二八条の四～第二八条の六関係）

8　定年の特例

㈠　令和五年四月一日から令和一三年三月三一日までの間における第二八条の六第二項の条例で定める定年に関しては、国の職員につき定められている当該期間における定年に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとした。（附則第二一項関係）

㈡　第二八条の六第三項の規定に基づき地方公共団体における当該職員の定年について条例で別の定めをしている場合には、令和五年四月一日から令和一三年三月三一日までの間における当該定年に関し、条例で特例を定めることができることとした。この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないこととした。（附則第二二項関係）

9　任用及び給与に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認（附則第二三項～第二五項関係）

㈠　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他㈡による情報の提供及び意思の確認を行わない職員